

デイサービス アルクオーレ碧南

通所介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人百陽会が開設するデイサービス アルクオーレ碧南（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 デイサービス アルクオーレ碧南

（2）所在地 碧南市鴻島町4丁目50番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者1名（常勤兼務 生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

生活相談員4名（常勤兼務3名 管理者と兼務1名 介護職員と兼務2名 非常勤兼務1名 介護職員と兼務）

看護職員4名（常勤兼務1名 非常勤兼務3名 機能訓練指導員と兼務）

機能訓練指導員4名（常勤兼務1名 非常勤兼務3名 看護職員と兼務）

介護職員9名（常勤専従1名 非常勤専従5名 常勤兼務2名 生活相談員と兼務 非常勤兼務1名 生活相談員と兼務）従業者は指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(3) サービス提供時間 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分

(指定通所介護の利用定員)

第 6 条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 24 名 (通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料)

第 7 条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- ・ 食事の提供
- ・ 入浴
- ・ 日常生活動作の機能訓練
- ・ 健康チェック
- ・ 送迎
- ・ 運動器機能向上

2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートル当たり 10 円を徴収する。

3 食費はおやつ代込みで 850 円徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は碧南市・西尾市・安城市・高浜市を区域とする。

(高齢者虐待防止)

第 9 条 従業者は、利用者に高齢者虐待 (平成 17 年第 124 号「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」でいうところの身体的虐待、ネグレスト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待) 又はそのおそれがあると発見したときは速やかに碧南市担当課に通報しなければならない。

(身体拘束の禁止)

第 10 条 身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者の QOL (生活の質) を根本から損なう危険があります。当事業所では介護サービスを提供するにあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をいたしません。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 利用者が指定通所介護を利用することができない身体状況に有る場合、本人又は家族はその旨を事業所に届けなければならない。

(2) 利用者は、入浴前等必ず看護職員の問診等を受け、入浴等が身体に悪影響を及ぼすおそれがあると判断された場合は、本人又は家族が入浴を希望しても事業所の指示に従わなければならない。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 高齢者虐待法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合は関係機関に通報するものとする。

(その他に関する事項)

第 15 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。